



# 埼玉県報

第 2939 号  
平成 29 年(2017 年)  
9 月 29 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- X線CT装置に関する落札者等の公示（入札課）
- 人工気候室に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析装置の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 県営土地改良事業姿地区（農業用ため池緊急耐震化対策事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 池上土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業の終了認可（市街地整備課）
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 3 回）（市街地整備課）
- 捜査用ネットワーク型監視カメラシステムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 録音・録画装置（設置型）に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 10・11 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
X線CT装置一式（総合リハビリテーションセンター）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148番地 1
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 7月27日（木）
- 4 落札者の氏名及び住所  
タムラ医療機器販売株式会社  
埼玉県川越市的場980番地 7
- 5 落札金額  
53,276,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成29年 5月26日（金）

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
人工気候室 一式（埼玉県産業技術総合センター）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業技術総合センター 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月25日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所  
早坂理工株式会社 北関東営業所  
埼玉県久喜市久喜東2丁目44番10号
- 5 落札金額  
161,676,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成29年5月26日（金）

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第三百四十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

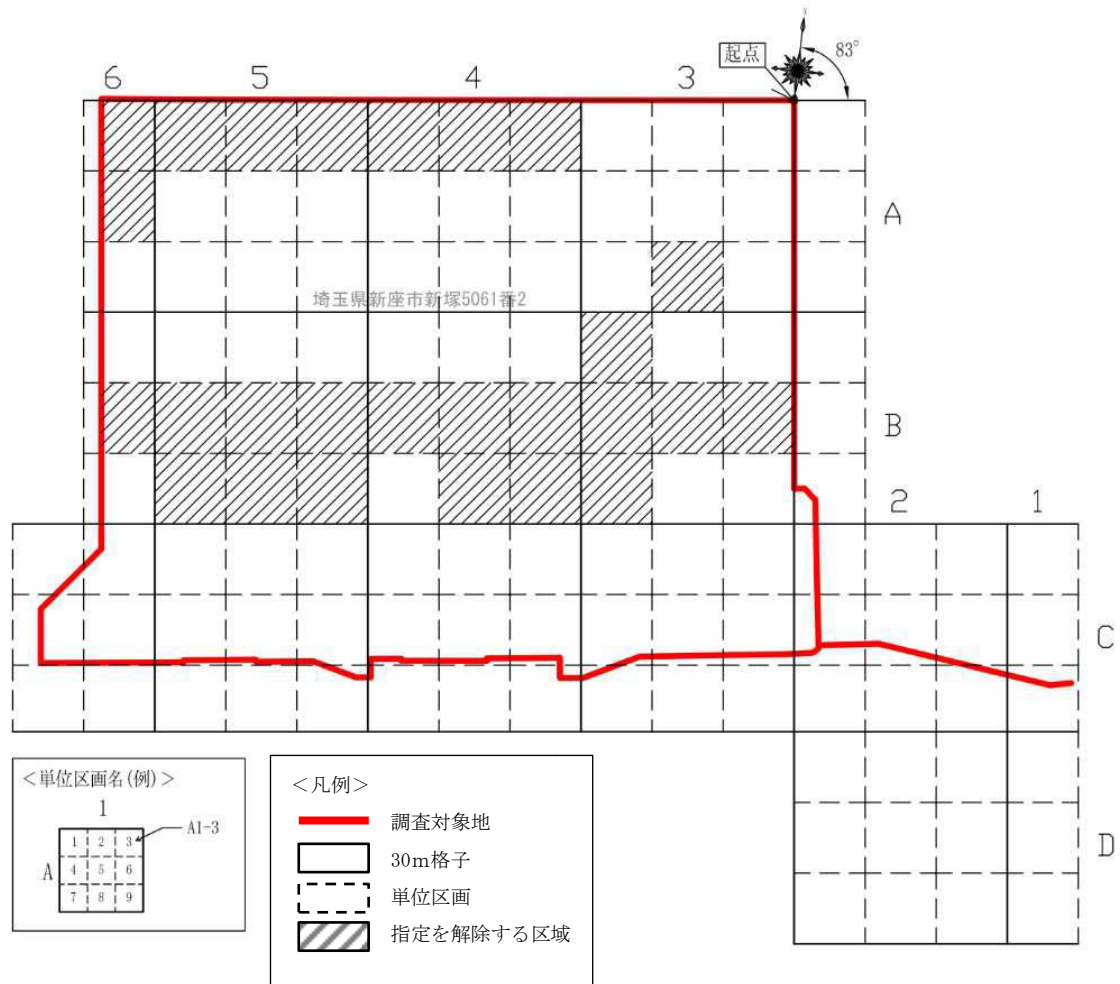
平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県新座市新塚五千六十一番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図

指定の解除を行う場所を明らかにした図面



【起点】

起点は埼玉県新座市新塚5061番2の最北端から南へ302.3m、東へ89.05mの位置とした。

【格子の回転角度 (83°)】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



## 告 示

### 埼玉県告示第千四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	野口歯科医院	スクエア薬局 富永店	ハートフル薬局 東鴻巣店	薬局ティーダ 北鴻巣店	上里調剤薬局	ファミリー プラザ健康薬局
所在地	春日部市大倉 四〇六一一二	鴻巣市本町三 一〇一三四 第二さくらい ビル二階	鴻巣市上生出 塚清水七六九	鴻巣市八幡田 五三二一	児玉郡上里町 七本木五五七 二	和光市丸山台 一〇九一三 イトヨーカ堂 和光店一F
開設者名	松澤 智史	株式会社 フアイマ みらい	株式会社 フアイマ みらい	株式会社 キューア メディアカル	株式会社 フアイマ みらい	有限会社 ドラックス トア光
サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	平成二十九年 八月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 七月二十八日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 八月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類	
事業所名称	所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業所名称	所在地	事業所名称	所在地	事業所名称	所在地
訪問看護リハビリテーションセンター たんぼぼ	パナソニックエイジフレンドリー 蓮田・白岡		ヘルパーシヨ ン いぶき	訪問看護 ステーション 虹	デイサービス センター なかとみ ロイヤルの園				
訪問看護 ステーション たんぼぼ	パナソニック エイジフレ ンドリー 介護チェ ーン 蓮田・白岡	白岡市小久喜 一〇六五	川口市木曾呂 一三一七	川口市木曾呂 一三一七	所沢市保健 センター 老人 デイサービス	所沢市上安松 一二二四一			
訪問看護 リハビリ テーション たんぼぼ	パナソニック エイジフレ ンドリー 介護チェ ーン 蓮田・白岡	白岡市荒井新 田三七一	川口市木曾呂 一三四七	川口市木曾呂 一三四七	デイサービス センター なかとみ ロイヤルの園	所沢市中富南 〇二二七一			
訪問看護 介護予防 訪問看護	介護用具貸与 福祉用具防 特定介護防 福祉用具販 売	福祉用具貸与 福祉用具販 売	訪問介護 介護予防 訪問介護	訪問看護 介護予防 訪問看護	通所介護 介護予防 通所介護				

フ ア ー コ ス 薬 局  く す の き 台	フ ア ー コ ス 薬 局  東 狭 山 ヶ 丘	メ リ ッ サ 訪 問 看 護  ス テ ー シ ョ ン		彩 西 療 養 通 所 介 護  鳩 山		フ ア ー コ ス 薬 局  入 間	フ ア ー コ ス 薬 局  北 有 楽 町
事 業 所 名 称	事 業 所 名 称	事 業 所 在 地	事 業 者 在 地	事 業 所 在 地	事 業 者 在 地	事 業 所 名 称	事 業 所 名 称
フ ア ー コ ス 薬 局  く す の き 台	フ ア ー コ ス 薬 局  さ や ま	入 間 市 寺 竹 七 九 九	入 間 市 寺 竹 七 九 九	比 企 郡 鳩 山 町 泉 井 四 九 五 一 五	比 企 郡 鳩 山 町 泉 井 四 九 五 一 五	ア サ ヒ 調 剤 薬 局 入 間 店	北 有 楽 町 薬 局
フ ア ー コ ス 薬 局  く す の き 台	フ ア ー コ ス 薬 局  東 狭 山 ヶ 丘	入 間 市 東 町 三 一 四 一 二 イ ー ス ト ハ イ ツ 二 〇 一	入 間 市 東 町 三 一 四 一 二 イ ー ス ト ハ イ ツ 二 〇 一	比 企 郡 鳩 山 町 松 ヶ 丘 四 一 一 四	比 企 郡 鳩 山 町 松 ヶ 丘 四 一 一 四	フ ア ー コ ス 薬 局  入 間	フ ア ー コ ス 薬 局  北 有 楽 町
居 宅 療 養 管 理 指 導  介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	訪 問 看 護  介 護 予 防 訪 問 看 護		通 所 介 護		居 宅 療 養 管 理 指 導  介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導  介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導

セキ薬局高野台店	えがお介護サポート
事業所 名称	事業者 名称
チュール 薬局高野 台店	合同会社 ながわ
セキ薬局 高野台店	合同会社 RRR
居宅療養 管理指導 介護予防 居宅 療養管理 指導	訪問介護 訪問介護 訪問介護

# 告示

## 埼玉県告示第千四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	メリッサヘルパー ステーション	
所在地	入間市寺竹七九九	
サービスの種類	訪問介護	介護予防 訪問介護
休止年月日	平成二十七年 八月三十一日	

# 告示

## 埼玉県告示第千四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
ミモザ三郷鷹野	三郷市鷹野 一―四二〇	通所介護	介護予防 通所介護	平成二十九年 九月三十日
ステップぱーとなー 所沢堀之内	所沢市堀之内 五五三―二	通所介護	介護予防 通所介護	平成二十九年 七月三十一日
ステップぱーとなー 入間	入間市宮寺四〇四 三―八	通所介護	介護予防 通所介護	平成二十九年 七月三十一日



# 告示

## 埼玉県告示第千四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
かすが耳鼻咽喉科医院	岡部 素子	上尾市春日一―三六―三五	平成二十九年 八月一日
たちかわ脳神経外科クリニック	医療法人樟立会	鶴ヶ島市藤金二九三―二	平成二十九年 八月一日
伊奈entクリニック	医療法人社団 はなぶさ会	北足立郡伊奈町大針八一四 一―	平成二十九年 九月一日
柳澤歯科医院	柳澤 秀通	春日部市中央二―一七―一 〇―一F	平成二十九年 六月一日
蕨にしき町歯科・口腔外科	佐藤 泰則	蕨市錦町五―三一―二八 蕨 クリニックタウン二〇―一 号 室	平成二十九年 八月一日
朝霞本町ファースト 歯科	香宗我部 亜 人	朝霞市本町一―八一―七 綿 谷ビル一階	平成二十九年 九月一日

なかよし家族の歯医者さん	医療法人社団守心会 ワイズデンタル深谷	Orthe 歯科クリニック	みすみ薬局前上店	共栄堂薬局行田店	クオール薬局幸手南クオール株式会社	富家訪問看護ステーションふじみ野
巢瀬 賢一	医療法人社団 守心会	桐月 寛郎	株式会社 いらぎ	株式会社 共栄堂	株式会社	株式会社 O U Y
所沢市中新井一〇一 たつみビル二階	深谷市原郷二二二〇一四	北本市深井六一一五一 ビル二F	川口市前上町三二一三三	行田市下忍一〇九六一三	幸手市南二一三一六	ふじみ野市苗間二九一〇二
平成二十九年 六月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 八月一日	平成二十九年 九月一日	平成二十九年 八月一日	平成二十七年 八月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
室井 宗薫		水野整骨院	狭山市水野四四一〇一		平成二十九年 九月一日
今泉 優		ハピネス整骨院	三郷市中央一〇一五 ブランド三郷中央一F		平成二十九年 八月一日
木俣 透		きまた整骨院	和光市白子二一九一五 サテラス司一階		平成二十九年 八月一日

田中 信	於保 不二雄	松浦 宏治
ゆら鍼灸院	於保指圧鍼灸治療室	株式会社 アメニティーサービ ス鍼灸マッサー ジ院
四一五 西源ビル一〇一 東京都東村山市野口町一	八 富士見市鶴瀬東二一 二一	橋ビル二F 塚前田町五〇一 東戸塚高 神奈川県横浜市戸塚区東戸
九月一日 平成二十九年	九月一日 平成二十九年	八月二十五日 平成二十九年

# 告示

## 埼玉県告示第千四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
シンエイ歯科	所在地	草加市新栄町一〇〇〇 一―一三	草加市新栄四―一〇 〇〇―一―一三
ファークロス薬局 北有楽町	名称	北有楽町薬局	ファークロス薬局北有 楽町
セキ薬局春日部 中央店	名称	チューリップ薬局春日 部中央店	セキ薬局春日部中央 店
ファークロス薬局 東狭山ヶ丘	名称	ファークロスさやま薬局	ファークロス薬局東狭 山ヶ丘
ファークロス薬局 くすのき台	名称	ファークロスくすのき台 薬局	ファークロス薬局くす のき台
ファークロス薬局 みずき	名称	みずき薬局	ファークロス薬局みず き

氏名		変更事項		変更前	変更後
吉田 吉彦	石岡 知治	井上 政幸			
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	変更前	変更後
さいたま市中央区鈴谷二一七九四	株式会社 リハネット	入間郡毛呂山町毛呂本郷一一九六	さいたま市桜区田島四一三七二〇	ハートフル接骨院	いかみ接骨院
四 鴻巣市前砂二四八一	株式会社 エールケアサービス	入間郡毛呂山町前久保南四一三三一八	上尾市上尾下七四五		

二 指定施術機関

所在地	名称	名称	名称
彩西訪問看護ステーション	セキ薬局高野台店	セキ薬局幸手北店	セキ薬局南栗橋店
比企郡鳩山町泉井四九五一五	チューリップ薬局高野台店	チューリップ薬局幸手北店	チューリップ薬局南栗橋店
比企郡鳩山町松ヶ丘四一四	セキ薬局高野台店	セキ薬局幸手北店	セキ薬局南栗橋店

五木田 安弘	高橋 直希		蒔田 明男		津布久 智也	
施術所所在地	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
久喜市久喜中央一 ー一〇〇 クッキー プラザ四F	東京都練馬区南大泉 四一五三一〇	イェクルマツサージ	(追加)	(追加)	さいたま市見沼区東 大宮四一二六一三一 二〇一	株式会社 アメニテ イーサービス 埼玉 営業所
久喜市久喜中央一 三一二四	朝霞市岡三一〇一 一七 ハイブリッジ 朝霞一〇六	アルク治療院	加須市旗井二一〇三 一二〇	らいふ鍼灸マツサー ジ治療院	上尾市原市一四二五 一四四	ベスト治療院

# 告示

## 埼玉県告示第千四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団おかべ耳鼻科 かすが耳鼻咽喉科医院	上尾市春日一―三六―三五	平成二十九年七月三十一日
たちかわ脳神経外科クリニック	鶴ヶ島市藤金二九三―二	平成二十九年七月三十一日
柳澤歯科医院	春日部市中央二―一七―一〇―二F	平成二十九年五月三十一日
医療法人社団 榮内會 わらび錦町歯科	蕨市錦町五―三―二八 蕨クリニックタウン二〇一	平成二十九年七月三十一日
なかよし家族の歯医者さん	所沢市北所沢町二〇五七―一	平成二十九年五月三十一日
みすみ薬局 前上店	川口市前上町三二―三三	平成二十九年七月三十一日
あおぞら訪問薬局	久喜市久喜北一―二二―一〇	平成二十九年六月三十日

クオール薬局 幸手南店	クオール薬局 幸手南店	クオール薬局 幸手南店	クオール薬局 幸手南店
幸手市南一―二―一八	幸手市南一―二―一八	幸手市南一―二―一八	幸手市南一―二―一八
平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日
有限会社 新井薬局	有限会社 新井薬局	有限会社 新井薬局	有限会社 新井薬局
秩父市番場町九―五	秩父市番場町九―五	秩父市番場町九―五	秩父市番場町九―五
平成二十七年五月三十一日	平成二十七年五月三十一日	平成二十七年五月三十一日	平成二十七年五月三十一日
友愛薬局 深谷店	友愛薬局 深谷店	友愛薬局 深谷店	友愛薬局 深谷店
深谷市西島町二―一四―四	深谷市西島町二―一四―四	深谷市西島町二―一四―四	深谷市西島町二―一四―四
平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日
ファーマシー新狭山	ファーマシー新狭山	ファーマシー新狭山	ファーマシー新狭山
狭山市新狭山二―一―四五	狭山市新狭山二―一―四五	狭山市新狭山二―一―四五	狭山市新狭山二―一―四五
平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日	平成二十九年七月三十一日



# 告 示

## 埼玉県告示第千五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ソフィア祐子レディースクリニック	川口市西川口一―二六―四 上新建業ビル三F	平成二十九年七月三十一日
山本デンタルクリニック	所沢市小手指町一―一八―一 一 パークサイド小手指一〇 一 号室	平成二十九年九月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三井 隆男	肢体不自由	神経内科	小川赤十字病院	比企郡小川町小川千五百二十五	平成二十九年二月一日
山中 弥太郎	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	南はとがや泌尿器科・内科クリニック	川口市南鳩ヶ谷一七一一	平成二十九年六月二十八日
岡 淳夫	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	外科	医療法人社団武蔵野会 T M G 宗岡中央病院	志木市上宗岡五十一四一五十	平成二十九年七月一日
峯 研	肢体不自由	整形外科	医療法人社団峯和会鳩ヶ谷第一クリニック	川口市三ツ和一一九一二十七	平成二十九年八月一日
高山 圭	視覚障害	眼科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三一二	平成二十九年九月十四日

吉田 和秀

視覚障害

眼科

よしだ眼科

十 草加市谷塚一―二十二―

同

西川 順治

音声・言語機能  
障害、そしやく  
機能障害、肢体  
不自由

リハビリテーショ  
ン科

社会医療法人財団石心会埼  
玉石心会病院

狭山市鶴ノ木一―三十三

同

村下 秀和

聴覚障害

耳鼻咽喉科

むらした耳鼻咽喉科

―二 三郷市高州一―百八十一

同

有本 裕彦

肢体不自由

脳神経外科

一般社団法人巨樹の会新久  
喜総合病院

一 久喜市上早見四百十八―

同

石井 耕士

肢体不自由

救急・総合診療科

社会医療法人財団石心会埼  
玉石心会病院

狭山市鶴ノ木一―三十三

同

大谷 敏幸	肢体不自由	脳神経外科	深谷赤十字病院	一	深谷市上柴町西五―八―	同
角本 孝介	肢体不自由	脳神経外科	一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院	一	久喜市上早見四百十八―	同
田崎 温子	肢体不自由	リハビリテーション科	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	七―一	富士見市鶴馬千九百六十	同
古谷 剛	肢体不自由	神経内科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	五	川口市西川口五―十一―	同
松村 内久	肢体不自由	内科	医療法人啓仁会平成の森・川島病院		比企郡川島町大字畑中四百七十八―一	同
山口 博	肢体不自由	神経内科	医療法人社団山口内科クリニク		鴻巣市本町四―一―十一	同

嶋田 直洋	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団康幸会かわぐち心臓呼吸器病院	川口市前川一―一―五十	同
中嶋 博之	心臓機能障害	心臓血管外科	埼玉医科大学国際医療センター タ―	日高市山根千三百九十七 ―	同
長谷川 修一	心臓機能障害	循環器科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八― 一	同
山田 宗明	心臓機能障害	心臓血管外科	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
横山 泰孝	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
山崎 昌洋	じん臓機能障害	内科	医療法人愛應会幸手クリニック	幸手市大字上高野二千七十七	同

吉田 和浩

呼吸器機能障害  
内科・呼吸器内科

医療法人財団明理会埼玉セ  
ンทรัล病院

入間郡三芳町大字上富字  
東永久保二千百七十七  
二

同

大原 守貴

ぼうこう又は直  
腸機能障害  
外科

春日部市立医療センター

春日部市中央六―七―一

同

小島 和人

ぼうこう又は直  
腸機能障害  
消化器外科

医療法人桂水会岡病院

本庄市北堀八百十

同

實重 学

ぼうこう又は直  
腸機能障害  
泌尿器科

社会医療法人財団石心会埼  
玉石心会病院

狭山市鶴ノ木一―三十三

同

中村 直和

ぼうこう又は直  
腸機能障害  
外科

一般社団法人巨樹の会新久  
喜総合病院

久喜市上早見四百十八  
一

同

濱口 哲弥

ぼうこう又は直  
腸機能障害、小  
腸機能障害  
消化器内科

埼玉医科大学国際医療セン  
ター

日高市山根千三百九十七  
一

同

林 暁

ぼうこう又は直腸機能障害

泌尿器科

社会医療法人壮幸会行田総合病院

行田市持田三百七十六

同

吉田 裕

ぼうこう又は直腸機能障害

消化器・一般外科

小川赤十字病院

比企郡小川町小川千五百二十五

同



# 告 示

## 埼玉県告示第五十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
高橋 邦泰	肢体不自由	社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メデイカルセンター	入間郡毛呂山町大字毛呂三十八	平成二十九年四月一日
新井 富夫	心臓機能障害	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同
関根 利藏	心臓機能障害	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	平成二十九年五月二十一日
菅原 壯一	じん臓機能障害	医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院	比企郡嵐山町大字太郎丸百三十五	平成二十九年六月十九日
新浪 博	心臓機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七 ―	平成二十九年六月三十日
大久保 光修	じん臓機能障害	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 ―七	平成二十九年八月十五日

## 告 示

### 埼玉県告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析装置の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1 埼玉県衛生研究所  
水・食品担当 森口 電話0493-59-9416（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年11月28日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年11月27日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年11月28日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 平成29年11月28日（火）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年10月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年10月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for Post-column Ion Chromatograph Systems

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 10:30 am, November 28, 2017

By registered mail: 5:00 pm, November 27, 2017

In person: 10:30 am, November 28, 2017

(3) Contact Information:

Water and Food Inspection Group, Institute of Public Health, Saitama  
Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimimachi, Hiki-gun, Saitama-ken 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ二ツ宮店

埼玉県上尾市二ツ宮九百二十七番一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 佐藤利昭

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計三者

（変更後）生活協同組合コープみらい 専務理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

株式会社サンドラック 代表取締役社長 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

#### ハ 変更年月日

平成二十九年六月八日外

#### ニ 届出年月日

平成二十九年九月二十日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年九月二十九日から平成三十年一月二十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間



平成二十九年九月二十九日から平成三十年一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第五十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
原田 実記輔	埼玉県上尾市大字瓦葺二千八百十四番地二十六	埼玉県さいたま市北区見沼二丁目一番	一、四七六
江田 宏	埼玉県加須市伊賀袋四番地	埼玉県加須市栄字北高野三千七百二十四番ほか五筆	九、九九七
大谷 寿男	埼玉県加須市栄二千百十二番地	埼玉県加須市栄字高野千六百二十三番ほか一筆	二、一五九
小倉 和夫	埼玉県加須市栄二千四百二十番地	埼玉県加須市栄字宮西二千三百八十一番二ほか七筆	一〇、八六七
臺 祀夫	埼玉県加須市下種足三十六番地	埼玉県加須市上種足五千七百八十四番	三
松岡 渉	埼玉県白岡市白岡東三十番地一カンプォートK A 百二	埼玉県加須市日出安字内柵見百二十四番一ほか四筆	四、九八二
株式会社 u V i L e   F	東京都千代田区飯田橋三丁目六番八号	埼玉県東松山市大字上唐子字大田四十一番一ほか七筆	七、七五六

イオンアグリ創 造株式会社	農業生産法人株 式会社彩野グリ ーンファーム	株式会社CTI フロンティア	アグリグリーン 株式会社
千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	埼玉県蓮田市大字 笹山五百八十六番 地一	東京都中央区日本 橋浜町三丁目二十 一番一号	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 番地一
埼玉県日高市大字 田波目字道下二番 ほか百二十四筆	埼玉県蓮田市大字 黒浜字谷原百二十 番ほか七筆	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字丸谷 千七百十一番一ほ か三筆	埼玉県久喜市菖蒲 町小林字上前谷千 六百十一番一ほか 三十八筆
一〇八、一一三	七、四二七	三、一〇九	七六、九九一

二 認可年月日

平成二十九年九月二十五日

# 告 示

## 埼玉県告示第千五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字石小土一五〇〇の四、一五〇二の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

# 告 示

## 埼玉県告示第千五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業姿地区（農業用ため池緊急耐震化対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧期間

平成二十九年十月二日から

平成二十九年十月三十一日まで

### 二 縦覧場所

横瀬町役場

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十九年十月二日から

平成二十九年十月三十一日まで

#### 二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター

行田市役所

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、夏目亮一ほか十六人からの池上土地改良区設立の認可申請を平成二十九年九月二十五日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十九年十月二日から

平成二十九年十月三十一日まで

#### 二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター

行田市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

比企郡滑川町大字福田地内

### 四 作業期間

平成二十九年九月四日から平成三十年二月二十八日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千六十一号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

伊奈町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

伊奈町全域及び周辺地域

### 四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十二号

測量計画機関である皆野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

皆野町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影・写真地図作成）

### 三 作業地域

皆野町全域

### 四 作業期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年二月二十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

#### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 三 作業地域

上尾市大字領家地先、桶川市大字川田谷地先

#### 四 作業期間

平成二十九年九月二十五日から平成三十年三月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十四号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

深谷市

### 二 作業種類

公共測量・写真地図（レベル一〇〇〇）

### 三 作業地域

深谷市全域

### 四 作業期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年七月六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十五号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市東住吉（土地区画整理予定地区を除く。）、西住吉及び南住吉

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年二月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十六号

平成二十九年埼玉県告示第十五号で公示した公共測量は、平成二十九年八月三十一日終了した旨測量計画機関である東松山市藤曲他地区開発共同企業体から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十七号

平成二十九年埼玉県告示第十四号で公示した公共測量は、平成二十九年八月三十一日終了した旨測量計画機関である三島開発株式会社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千六十八号

測量計画機関である羽生市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

羽生市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

### 三 作業地域

羽生市全域

### 四 作業期間

平成二十九年八月三十日から平成三十年二月二十八日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第千六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

東松山市藤曲他地区開発共同企業体

二 事業施行期間

平成二十七年六月五日から平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県東松山市大字松山字藤曲の一部、字仲田町の一部

四 土地区画整理事業の名称

東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

平成二十七年六月五日

六 終了の認可の年月日

平成二十九年九月二十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

三島開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一

部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

六 施行認可の年月日

平成二十七年九月八日

七 変更認可の年月日

平成二十九年九月二十九日

# 告 示

## 埼玉県告示第七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

捜査用ネットワーク型監視カメラシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年8月2日

4 落札者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号

5 落札金額

265,032,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年6月23日

# 告 示

## 埼玉県告示第七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
録音・録画装置（設置型） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ソニックガード株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目8番25号
- 5 落札金額  
33,728,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成29年6月30日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市小島四丁目七八七番一地先から同市小島一丁目一四九九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年九月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月四日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八一・二〇メートル</p>	<p>備考</p>



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年九月十五日

指令川建セ第二八〇〇六八一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年九月二十六日

川建セ第二九〇〇二四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字亀ノ甲塚六百五十八番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入五百八十番地六

山田 翔太

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年九月十九日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百二十番一 地先から</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百一番二 地先から</p> <p>下新倉一丁目千五百七十六番九地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目千五百五十九番一 地先から</p> <p>千七百七十八番地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百二番三 地先から</p> <p>三千七百四番一地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目三千七百二番一 地先から</p> <p>三千七百三十一番四地先まで</p> <p>埼玉県和光市新倉一丁目千五百七十番一 地先から</p> <p>千五百七十一番一地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>九十四・〇</p> <p>百三十八・〇</p> <p>百二十・〇</p> <p>三十四・〇</p> <p>百九十六・〇</p> <p>三十・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十五・〇</p> <p>十五・〇から</p> <p>十二・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成29年度10・11月分）

JIS 1号 97,300リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成29年11月30日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 124,200リットル

平成29年10月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成29年2月3日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松丸・石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年10月11日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月10日 午後5時まで  
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年10月11日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金

の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成29年10月4日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高

砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 97,300ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. October 11, 2017 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. October 10, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985